〔研究ノート〕

密懐・密通・色好み

辻垣晃一

キーワード：密懐　密通　色好み　復讐　艶書

はじめに

私は以前、公家と武家の密通をめぐる法慣習の違いを指摘したことがある。[1] そこでは、武家が密夫に復讐及び密婦に制裁を加え、それに対応した法が作られていたこと、公家の復讐観念は弱く、そのため法も作られなかったことを主張した。拙稿では、貴族と武士の慣習と法の差異の事実を確認したにとどまったので、本稿では両者の家族倫理や文化状況を考察することで密通をめぐる身分的差異をより明確にしたい。また、両者の違いを際立たせるために、「色好み」という文学研究の概念を取り入れてみたい。

一　武士の密懐

武士の本夫が間男に対してもつ復讐観念の強さは現在定説化されている。[2] ただし、なぜ強いのか、なぜ復讐が正当化されるのかについての検討は不十分なままである。[3]

（一）　間男は親の敵

私はこの問題を解くために、逆に夫は復讐しなければどういう立場に陥るのかを考えてみたい。『沙石集』[4] に次のような話がある。

故西園寺公相の屋敷に暮らしていた右馬丞という貧しい侍の妻が光寂という経師と密懐したため、夫は証拠を押さえ「（間男は）宿世ノ敵ニテ御座ス上ハ、恥ガマシキ目」にあわせようとした。しかし相手が僧侶ということもあり暴力的な復讐は避

けた。しかしそれでは夫のかいた恥はぬぐわれないため、自分の妻及び貧相な財産一式と光寂の妻及び豊かな財産とを交換しようと密懐現場に駆けつけた証人及び間男に提案した。それが実現しなければ、夫は「惑」い者になると陳べる。間男殺害を逃れたいなら私の要求を受け入れなさいということである。

ところで、この「惑」とは具体的にどういう意味であろうか。別の箇所を見ると、「上ミニモ召仕ハルベキヤウモ候ワズ。傍官ニモ面ヲ不レ可レ合。」という状態を指していることが分かる。夫は妻に密懐されることで、上司にも同僚にも「ヲコガマシキ者」（みっともないやつ）と見なされて生活の基盤を失うのである。生活の基盤を失うということは、家の存立・継承に支障を来すことを意味している。密懐された夫は、そのまま放置すると先祖伝来の財産を継承できなくなるのである。

夫は、妻を寝取られたとき、「親ノ敵キ宿世ノ敵ト云ツレバ、子細ニ及バズ（間男を殺してよい）」（括弧内は筆者）[5]と陳べるように、密懐が露顕すると怨恨の念をもつのであり、それを解消することではじめて世間体から受ける恥をぬぐい去ることもできたし、家も守れたのである。

中世では、親から嫡子へと財産相続が行われる際に譲状が作成される。譲状には、ふつう、親から子へ「（私が譲った所領は）無レ妨、可ニ領知一。」（括弧内は筆者）と命じられる[6]。つまり、財産の継承ができないのであれば、それは先祖の遺志、あるいは親の譲状における「教令」（＝命令）に背くことになる。この親の「教令」は、子にとって絶対に守らなければならないものであった。守られない場合は、「教令違犯」の子（＝親不孝者）と見なされ、財産相続に預かれないのであった。よって密懐は、親の「教令」に敵対する行為ということになる。

このように、親は子に対して非常に強力な権限を保有している。子が親の意志に背くものならば、親の考え一つで子の生活を取り潰すことができたのである。そうした親の権限に介入できる者は誰一人いなかった。それは、たとえ主君（主人）の力によっても無理なことであった[7]。間男がいけないことは、なおさらである。中世で最も重要な倫理は親子の倫理なのである。しかも、その親子関係は父祖と嫡男子を軸としており、その前提として嫁取婚が成立していた[8]。夫は妻を迎え、外部権力の干渉を受けない一小国家を築き、その法的根拠は父祖の権限に求められるのである。だから、中世では復讐が単なる暴力行為として処罰されるのでなく道理視されることになった。

（二）夫の怨恨を解消する密懐法

前掲の『沙石集』の事例では、密懐を受けて本夫は間男に対し怨恨の感情を抱き、それを解消するための復讐が正当化されていたことを述べた。しかし、復讐は間男の返り討ちを受けることも想定しなければならず、本夫にとってとても危険な行為であることを認識せねばならない。

次のような話がある。

「左近番長神部吉仁、今夜伺捕自妻密夫之間、俄以刁(トラ)時被殺害者、其舎弟男迷心神来訴。但近邊人、合力捕得彼密夫云々。早差遣看督長、且令立日記、且被禁犯人、尤所望也(9)、」

とある。このような事態を避けて本夫の怨恨を解消する方法はないだろうか。私は、法が復讐の代替措置として機能していると考える。御成敗式目の密懐処罰規定、第三四条を見ると、

「一、密懐他人妻罪科事、右不論強姦和奸、懐抱人妻之輩、被召所領半分、可被罷出仕、無所帯者、可處遠流、女所領同可被召之、無所領者、又可被配流也、」

とある。間男（御家人）は所領没収の上、出仕停止、密婦は所領没収で所領がなければ配流となっている。密懐により間男が出仕停止になることは、間男の公的地位からの追放を意味し、さらに所領の没収に関しては公的役割（奉公）を遂行する基盤を喪失することになる。これによって、間男は夫から直接復讐を受けた時と同じく、密懐によって「惑い者」になるのであり、そのため夫の怨恨を散ずることができ、夫の恥も回復することになるのではないか。

追加法二九二条では、

「名主百姓等中、密懐人妻事、風聞之時、不糾明実否、証拠不分明之處、無左右處罪科之條、甚不可然、若訴人出来者、召決両方、尋明証拠、無所遁者、名主輩者、過料弐拾貫文、百姓等者、過料五貫文、可充行之、女罪科以同前焉、」

とあるように、名主百姓も処罰の対象となっている。つまり、式目は妻を寝取られた夫が実力行使以外に復讐する機会を閉ざされてしまわないよう立法化されたのではないか。実際、復讐を実行するよりも裁判で解決すべきだとする志向を『曽我物語(10)』に見い出すことができる。曽我助成・時宗兄弟は、幼少の頃、元服すれば父の敵討ちを実行に移そうと誓い合っていた。兄弟の母は敵討ちに反対しており、敵討ちを実行するのであれば、勘当するとまで言い張っていた。夫の死後、曽我助信の後妻となっていたため、敵討ちによって養父（新夫）助信に迷惑をかけるのではないかと憂えたのである。しかし、母の勘当も恐れず、兄弟は仲間を増やそうとして、異父兄の「京小次郎」に会いに行った。ところが、「京小次郎」は、「公の敵に成して」とあるように、仇を裁判で解決するよう兄弟を説得する。兄弟の母も、今は守護が置かれているから、敵討ちをしたところで、東は安久留・津軽・外濱、西は壱岐・対馬、南は土佐波迠、北は佐渡北山、日本中のどこまでも見つけだされて罪科を懸けられる、と言って彼らを諭した。

仇を討つには、復讐だけではなく「公」による解決、つまり裁判によって決着をつけるべきだとする認識が見られることは興味深い。これは、間男を仇とする場合にも当てはまろう。仇を復讐で解決しようとする志向は強いとはいえ、それは一つの

選択肢に過ぎないのである。夫の受けた恥を回復するのは、何も復讐に拠らなくても良く、裁判によって夫の恥を回復することもできるのではないか。

鎌倉幕府権力は復讐に拠らない密懐解決の方策を提示したと考える。そうなると、式目密懐法は公家法を継受した側面が強く、夫の訴えを前提としない形式的条文だったという従来の理解[11]を改める必要がでてくる。これまで相論相手を貶めるために一方が密通を訴えるという形でのみ機能していた「形式的条文」として理解されてきた御成敗式目第三四条の見方も変わってくる。しかし、残念ながら本夫が間男密婦を訴える事例は残っていない。

神祇官が広田社に発した下文第一三条においても、

「一、奸二犯他人妻一事、無二訴人一者、不レ可レ致二沙汰一、有二訴人一令二落居一者、可レ徴二過料弐貫一〈男一貫社司、女一貫追捕使〉、但□奸者男二貫済レ之、女不レ可レ出レ之、女若遮レ之者女弐貫済レ之、男不レ可レ出レ之、兼又夫之欝念不レ散者、経二上裁一任二旧例一、各三貫可レ済レ之、男女倶不レ堪二過料一者、禁遏如二先条一、」[12]

とあるように、「夫の欝念」を散ずることができるよう配慮されている。社寺の世界でも武家と類似した法意識が存在したといえよう。このような夫の怨恨を散ずることで、権力は復讐から騒擾へと発展することを回避しようとしたのだろう。[13]

二　貴族の密通

武士の密懐と対比させる形で貴族の密通について考えてみたい。

（一）密通された貴族本夫の反応

武士と同じように貴族の夫が間男を殺害している例がある。中原師範が間男の高階成棟を突き殺した事件である。[14]事件を記録した『春記』の著者資房は、密通の真偽を疑っている。しかしながら、ここでは、ひとまず貴族の本夫が密通の果てに間男を殺してしまった、と理解しておきたい。なぜなら、貴族においても間男に復讐しようとする姿勢があっても不思議ではないからである。藤原高遠の「大弐高遠集」には、恋敵に矢を射る歌が収められている。[15]次のような事件もある。陰陽大允の妻が「月卿雲客」と密通を重ねるため、大允が間男公卿を「搦」め「面縛」し、太刀をもって「峰打」ったという。[16]言葉の暴力もある。藤原顕光の後妻が藤原道綱と密通をしたため、顕光は間男に「嘲詞」を発した。間男も「放言」で応酬したが、世間の「歎息」を招くこととなった。[17]

こうした暴力的な密通解決が見られる一方でとてもゆるやかな場合もある。妻の不貞を知った夫（殿上人）が婉曲に皮肉めいた形で冷めた気持ちを妻に伝え別離を迎えた『今昔物語集』

の話である。[18] 夫は、妻の密通を同僚貴族達に知られ、恥をかいてしまっている。その受けた恥をぬぐい去ろうとして、妻に別れの歌を送ったのである。[19] 恥の回復という点では、貴族も武士と類似した側面をもっていることになる。ただし、貴族は復讐観念が弱いため、自力で解決しようと間男に直接怒りの矛先を向けることはあまりない。その理由は、復讐が武士のように道理に高められていないからである。そのため、密通が発覚すれば法に訴える方法が現実的であった。

夫・右衛門尉が、間男に処罰をしてもらおうと院（後鳥羽上皇）に訴えている。結果は、密通の問題くらい家の中で処理するものだという理由から聞き入れられなかったのであるが。[20] 実際に夫の訴えによって貴族同士の密通を処罰した例は残っていないが、右のように訴えている例がある以上、何らかの措置が想定される。後鳥羽上皇が訴えを却下できたのも、貴族では夫による間男への復讐観念は弱く、武士のように騒擾に発展する可能性がなかったためである。

密通を権力側が問題視しないのは、復讐に道理性がないからである。しかし、現に貴族は処罰を求めて訴えている。これは、密通に対して処罰を行うケースがあったことを意味すると考えてよいだろう。たとえば、後三条天皇が親政を開始しようとした頃、天皇の政治が厳しいものになると予想して、処罰を免れようとただちに間男が人妻を本夫に返した話がある。[21] 間男は、本夫が訴えて天皇に処罰されるのを恐れたのであろう。つまり、密通を裁く一定のルールはなかったが、その時々の状況で裁くこともあったのである。いずれにせよ、間男に危害を与えるようなことはごく稀だったと見てよい。

（二）間男は親の敵にあらず

なぜ貴族の復讐観念は弱いのか。言い換えると、貴族が武士のように間男を「親の敵」と見なさないのはなぜであろうか。それを知る手がかりは婚姻形態にある。武士は嫁取婚だったため夫方中心の家族倫理を形成しており、夫の力と比較して妻の地位は低かった。そのため、密婦は夫から制裁を受けたし、間男は親子の倫理を侵犯する者として復讐を受ける対象として正当化されていた。こうした本夫の力の淵源は夫の父による「教令」、すなわち親権（父権）にあった。[22] ところが、中世貴族の婚姻は一律婿取婚でなく嫁取婚もあるというきわめてあいまいな特徴を持っている。貴族（とくに摂関家）の婚姻は、入内（＝天皇の嫁取婚）のごときにならないよう婿取婚を行ってきたように、[23] いわば先例主義にもとづいて実施されてきた外在的側面がある。必ずしも家族倫理が婚姻形態に反映されているわけではないのである。

貴族は、親が子を非理性的に溺愛するが、武士ほどに孝養は強調されないとされる。[24] 明法勘文によると、「出告反面、違者並当二八虐一云々、代及二澆季一、守二此文一子孫頗希歟、父祖又不レ禁レ之哉、然者自雖レ侵二此等科一、為二父母一不レ被二不孝一者、猶

可レ預二遺財一乎、但依二所犯之軽重一、被二准用一之条、合レ古便レ今者哉、抑於二子孫一謂二之不孝一、於二夫妻一称二之義絶一歟、」とあるように、貴族における親子結合の弱さを認識している。[25] 貴族の場合、親の子に対する悔返権も武士のような外部権力も介入できないほど強大な性格として理解されていない。公家法の『法曹至要抄』や『裁判至要抄』を始めとする明法家の意見も、悔返を認めたり認めなかったりと一定しない。冷泉家が播磨国細川荘をめぐる訴訟で、為家が嫡妻の子為氏の所領を悔返して次妻阿仏尼の子為相に譲り直している例もあるが、稀であろう。貴族が密通されて抱く感情には、復讐心をもつような深刻さを内包していない。単に、「残念で悔しい」という感情に過ぎないのである。

時代はさかのぼるが、『源氏物語』桐壺巻を見ると、

「いみじき武士、仇敵なりとも、見てはうち笑まれぬべきさまのしたまへれば、えさし放ちたまはず。」

とある。弘徽殿の女御はじめ後宮女性たちが、帝の寵愛を受けていた亡き光源氏の母を妬み、恨み、幼少の光源氏を宮中から疎外しようとするが、武士や仇敵のような荒々しい人たちでさえ光源氏の美貌を見ればついつい微笑んでしまうので、これでは弘徽殿女御であっても疎外できはしない、という意味である。物の情を解さない者の代表として、武士と仇敵が併記されていることは、武士の密懐に対する復讐観念がすでに一一世紀頃には広く成立していたことを意味しているが、それと比較した貴族の復讐観念の弱さも知り得るのである。藤原時平に妻を取られた伯父国経がただただ悔しくて悲しくてあきれる思いしかもたなかったことからも分かる。[26]

貴族の家は、武士と違って直接所領を経営していないため、軍事・経営の基点にならない。だから一小国家も形成していない。先例主義に従属し、脆弱な家族倫理を形成していた。つまり、確固とした親の教令もないのである。よって、必然的に間男は親の敵とはならないのである。だから、復讐も殺人罪になる危険性まで犯して実行しようとしないのである。もちろん、復讐観念が弱いからといって、ただちに貴族の密通意識も緩やかだったということではない。貞操観念は形成されているのである。[27] 復讐観念が弱いのは家族倫理の欠如だけでなく、次節で検討する「色好み」の文化の影響もあると考える。

三　天皇の色好み

文学研究者の今関敏子氏によると、「色好みの第一条件は、まず美貌であること。次に異性として魅力があり恋の対象になり得ること。さらにたとえ現在は落ちぶれていようとも、由緒正しく皇統とどこかで繋がっていれば言うことはない。」と多くの文学作品を検討され、大変示唆に富む色好み論を主張されている。[28] この指摘を念頭に置きつつ真に色好みの実践を行っていた人物が天皇とそれに近い人々であることを中世史研究の立

場から明らかにしたい。

（一）色好みの体現者

たしかに、今関氏が言うように、中世の色好み事例においても天皇や東宮ら皇統の人々を色好みの主人公にした文学作品がいつくかある。後嵯峨天皇が、宮中での蹴鞠や仏事の最勝講に参加する女房の中に気に入った女性（人妻）を見つけ、その家がどこにあるか探させ手に入れた話[29]、「宮」が京都下京辺りに暮らす女のもとを訪ね恋文を渡し「露顕」を行い同棲状態となった話[30]などである。夫は、間男天皇の色好みを受け入れたのである。いや、受け入れざるを得なかったのであろう。はたして、天皇が貴族の妻を召し上げるといった行為が現実的にあり得るのか、召し上げられるとすればどの階層の貴族に対して可能なのか問題であるが、明確な答えを知る事例はない。

天皇とそれに近い人が色好みを実践していたからには、天皇位を子どもに譲って退いた上皇（院）も当然実践可能だったに違いない。白河法皇と待賢門院璋子との密通がある[31]。そう考えると、色好み文化の究極の担い手は天皇の父祖ということになろう。

さらに、色好みを実践できる資格を持っていたと考えられる人物を追跡しよう。後深草上皇の女房となった二条が、天皇家の一族である性助法親王や摂関家の男性（近衛の大殿）と性的関係を結んだ話を赤裸々に綴っている『とはずがたり』という日記文学がある。仏教では、密懐を「十悪」の一つとして罪悪視するし[32]、人妻と関係をもったら地獄へ堕ちるという説教譚もある[33]。しかし、性助は遠慮を知らない。皇族は仏教の通念からも逸脱している存在と見てよいのではないか。『とはずがたり』には、獣姦をも肯定する後深草上皇の特殊な性愛観念が通底しているとも言われるが[34]、上皇が密通に関わった人々を処罰するどころか、自ら進んで楽しむ姿は印象的である。

天皇家に仕える女性と関係を持っても、処罰されず恋愛遊戯を楽しむ貴族がいた。よって、色好みの主体となりうる人物は、皇族、天皇家出身の僧侶、摂関家なども該当するのではなかろうか。摂関家は、他貴族と違って天皇の入内に近い婚姻をしていたことを以前指摘したことがある[35]。小島小五郎氏によると、天皇家に対する藤原頼通の「僭越」を、一般貴族が日記の中で非難する記事は多いものの追究・詰問されることはなかった、と指摘されるが[36]、その「僭越」には、天皇家に類似した婚姻だけでなく天皇家の女性との密通をも含んでいると考えられる。

（二）女捕りの是非

天皇（に近い人）だけが人妻との密通を意味する色好みを実践できたことは、女性を路上で誘惑する「女捕り」の慣習からも知ることができる。『石清水物語』に、「女君は、宮の御もとへとおぼさるるに、思ひの外なる所へやり入れて、御みづから抱き降ろさせ給けるに、うつつとも夢とも分かれず、泣き惑い

て、（略）」とあるように、今関白の娘君が夫中務宮の死に目にあおうとして、父の家から夫の家へ帰る途中、時の天皇が彼女を路上で盗み取って強引に「藤壺」にすえている。[37] 天皇の所行に対し、物語は責め立てるようなことをしない。

さて、路上で人妻を奪い取る行為は、天皇以外の人々が行った場合どういう結果になったのであろうか。「辻捕りとは、男も連れず、輿車にも乗らぬ女房の、みめよき、わが目にかかるを取る事、天下の御許しにてあるなり。[38]」とある。一見、この記事から、路上での女捕りから密通への展開は誰がやっても犯罪にならない社会的に容認された行為であったと受け取れそうである。しかし、その実態は強姦と紙一重であったことに注意すべきである。[39]

「女捕り」は強姦と裏腹であるため、時の権力者によって処罰の対象となっている。鎌倉時代末期に成立した訴訟解説書『沙汰未練書』によると、「女捕り」は「検断沙汰」（＝刑事訴訟）として扱われており、関東では「侍所」が、京都では「六波羅検断頭人」が沙汰することになっている。沙汰の具体的内容は、「御成敗式目」第三四条の後半部分で分かる。

「次於道路辻捕女事、於御家人者、百箇日之間、可止出仕至郎従以下者、任大将家御時之例、可剃除片方鬢髪也、但於法師罪科者、当于其時可被斟酌、」

とある。女捕りを働いた者が郎従以下の場合、ひげを剃ったり髪を切ったりするのは、通常とは違う姿に変えてしまうことで屈辱感を味わわせることになるためであろう。法師は身分の高さや状況などによって処罰を変えるというのであるが、具体的な処罰内容は明らかでない。ともかく、処罰規定があることは、武士や僧侶が犯罪性を伴う「女捕り」を行っていた事実を裏付ける。室町時代でも、「女捕り」はやはり幕府によって処罰の対象となっている。[40] また、『御堂関白記』には、貴族も「女捕り」を行って処罰された事例があり、[41] そうなると、貴族・武士・僧侶らは強姦的「女捕り」として処罰され、天皇（に近い人）だけは「色好み」の一環としてお咎めなし、ということになろうか。

（三）天皇がコキュの場合

一般的に貴族や位階を持たない人々が天皇家の女性と関係を持つと、厳しいかそうでないかは別にして処罰されるのが通常である。色好みにあこがれつつも背伸びしてはいけない身分の人がいたのである。その人たちの密通をめぐる処遇のあり方を見ることによって、色好みの体現者を限定的に捉える補強材料となろう。

『古事記』や『日本書紀』においては、帝の皇后や妃、それらの予定者、及び後宮の女官と密通したものは処刑される運命にあったとされる。[42] ところが、八～九世紀頃に編纂された『日本後紀』や『日本三代実録』などの『六国史』では、後宮の女性との密通は殺害されない代わりに流罪という緩和された措置

へ変化する。[43] これは、天皇を暴力による血の穢れから回避させるためであったのであろう。

古代から中世の過渡期の天皇家に仕える女性と密通した例を見ると、源頼定が三條院に仕える尚侍と密通した話が『大鏡』に載っている。[44] 結局、密通した頼定は三條院の在位中、昇殿も許されず地下の上達部のままであった。密通によって出世の機会を阻まれているのである。ただし、後一条天皇の代になって昇殿を許され、検非違使別当などを務めている。[45] 処罰のあり方は時の天皇の気持ち次第、ということであろう。

また、先に紹介した待賢門院璋子はかなり性的に放縦であったらしく、鳥羽天皇に入内するとの決定があった時、藤原季通との密通まで発覚したという。[46] 璋子を養育していた白河法皇の怒りに触れて、季通は昇進の道を断たれてしまう。[47] 他にも、内蔵人泰友が崇徳天皇の女房と密通したことにより除籍されているし、[48] 後鳥羽天皇が女房と密通した「童」を追放している。[49] 鎌倉時代末期、後醍醐天皇の妃として参内していた大納言典侍（北畠師重の娘）と密通したのが、堀川具親である。具親と典侍は行方をくらませ、二・三日経って後醍醐の前に姿を現した。後醍醐は具親を厳しく処断しようと須磨に流罪を考えたが、結局官職を奪うに留まった。[50]

中世では、間男の身分によって処罰の形態も異なっているようであるが、それとて追放、出仕停止、解官などであって、『古事記』『日本書紀』のような殺害されるまでには至らない。その時々の天皇によって処置のあり方は違うが、至って寛容な措置で一貫している。古代から中世に至るまで、その傾向はおおむね変わっていないようだ。

一転して天皇が暴力的に振る舞う場合もあった。後小松上皇の御所に仕える侍が、称光天皇に仕える女官と密通し妊娠させてしまい、六条河原において首をはねられた。[51] 中世初期の間男追放などと比べて、かなり厳しい。このような密通に対する厳格な姿勢は、『日本書紀』に見える事件以来ほとんど見られない処置であろう。斬刑をやめさせようとした人たちがいたことも、そのような先例がなかったためであるに違いない。事件を記録した伏見宮貞成親王によると、称光天皇の沙汰は常軌を逸しているという。これは、普通、天皇が間男を殺すことがないことを意味している。結局、称光天皇のお気に召す形で斬刑が決定した。興味深いのは、称光天皇の怒りに任せた暴力的措置を将軍が許可する形で解決されている点である。これは先と同じく天皇を暴力（血の穢れ）から身を守るために企図されたものなのであろう。

ところが、天皇を一旦退いて上皇になると、恣意的な処罰が歯止めのきかない形で行われている。後鳥羽上皇が、女官と密通した法然門下の僧侶を死罪に処した事件である。[52] この事件は教義に対する弾圧ではなく、上皇の妃・西御方までが帰依し、醜聞も生じたことに上皇が激怒したためであった。[53] その後の一向専修の念仏者は、教団内部で禁止事項の一つとして密通を誡

めていく。[54] とすると、この事件以前、念仏僧たちは教義上人妻との密通を罪悪視していなかったのかもしれない。

本夫天皇による間男への処罰は、その時々の気持ち次第ということになる。

（四） 宮廷社会の密通寛容主義

私は、天皇の色好み文化を背景として、宮廷社会における密通はそれほど罪悪視されていなかったと考える。なぜそのようなことが言えるのか。宮中で密通が頻発したことから、[55] かつてない重大法令が天皇の直筆で宮廷内に示された事件が起きたが、それに対する貴族たちの反応とその後の経過を見ると分かる。重大法令とは、

「於禁裏仙洞之間、若有女犯之輩者、不依上中下薦之勝劣、可被據罪科事、一、遠流事、一、被召放所帯、或被返付由緒之仁、或可被宛行便宜之輩事、雖為女公人有犯過之儀者、同可及所帯之沙汰者也、[56]」

とあるように、密通に対して厳罰に処する内容をとっている。

これは、おそらく武家的処罰規定を取り入れたものと理解できよう。伏見宮貞成親王は、前代未聞の厳法と批判している。実際、この法令は厳密には遂行されなかったものと思われる。なぜなら、法令以後に藤原季保が後小松上皇の侍女と密通したにもかかわらず、出仕停止程度であり、最終的に罪は免除されているからである。[57] 密通事件が起きても、相変わらず大法制定以前のような、「時宜」に応じたその時々の事情による解決が行われているのである。

宮廷社会では、色好み文化が浸透していたため、密通を面白おかしく描く説話も登場している。ある皇女の娘である女房が、法師の間男と局で忍び逢い、間男の小便があやまって隣で暮らす女房の顔にかかってしまう説話がある。[58] 宮廷では、色好みが文化価値として認められ、皇族から一般貴族らに至るまで広く共有されていた。しかし、真の担い手は「天皇家に近い人」に限定されていた。つまり、色好みの観点からすれば、宮廷社会の構成員は「皇族及びそれに近い人」と「それ以外の人」といった形で棲み分けをしていたのではないか。つまり、前者は家族制度を越えた倫理を実践していた可能性のある人々、後者は家族制度の規範の中で生きていた可能性のある人々と見なすことができる。

天皇は巷の人々とは違う「家族」を構成していた。古代では、地方豪族や中央氏族の女子を天皇に貢進する制度があり、のちには摂関家女子が中宮・女御・更衣・御息所などとして天皇の配侍者となった。現代天皇家のような一夫一婦制ではなく、複数の女性を妻妾とし、数多くの女性を召し抱え「後宮」を形成していった。こうしたたくさんの女性との関係を築ける天皇こそが、色好みの体現者として期待できたのだろう。また、摂関家は自分の娘を天皇の妻としている外戚としての立場があるため、天皇に類似する存在として位置づけられていたのであろう。

四　艶書に対する反応の違い

艶書をめぐる公家と武家の差異について検討し、本論の補強材料としたい。

（一）　公家の艶書

先に述べたように、貴族すべてが天皇の妻、ないしは天皇家に仕える女性と関係をもってよいのではない。その線引きをどこにするか難しい。ただし、色好みを実践できる資格者とそうでない者とを区別している貴重な史料がある。小督（藤原成範の娘）をめぐる高倉天皇と冷泉隆房との三角関係の話である。伝えるところによると、小督は「容顔美麗にして、色皃人に勝れ、心の色も情も深」い女性であり、彼女を知る人誰もが心を奪われたという。[59] 隆房は艶書を何度も遣わしたが取り合ってもらえず、明けても暮れても臥し沈むほど、恋い焦がれていた。何度も艶書をやるものだから、小督もついには隆房の気持ちを受け入れ、二人は関係をもった。ところが、しばらく経ち小督は内裏に召されることになった。隆房は小督に一目会おうと何度も参内するが、小督は「われ君に召されんうへは、少将いかにいふとも、詞をもかはし、文を見るべきにもあらず。[60]」と隆房の誘いがあっても断る決意をした。

隆房の恋は、『とはずがたり』で二条と関係を持った人たちのように、天皇公認の元で天皇に仕える女性との恋を実らせることはできなかった。天皇に小督との関係を知られないように、手を引く決意を持たざるを得なかった。この一件以後、隆房は十三年間右近衛少将に留まっているが、位階は正五位下から正四位下へと順調に昇進しており、貴族身分を剝奪されるとか出世の機会を阻まれたわけではない。[61] しかし、おそらくはもし艶書など送って見つかるなど恋を未練がましく引きずっていたとすれば、隆房は何らかの処罰を受けていてしかるべきであろう。

つまり、隆房と天皇は小督に対して対等な恋愛関係ではなかったことになる。「隆房卿艶詞絵巻」では、上皇と隆房の恋の鞘当ての場面を描いているが、艶書を庭に捨てられた隆房は誰かに見つかるのを恐れて急いで拾いに行ったし、また小督に会えない寂しさからいっそ死んでしまおうと嘆く。一見、絵巻は天皇と隆房が恋愛の駆け引きを楽しんでいるようにも見えるが、実際は天皇の色好みを引き立たせるために、隆房を居並ばせたと考えるのが自然である。三―（一）で述べたように、天皇が人妻に手紙を渡して恋を成就しているのと対照的である。

（二）　武家の艶書

武士が人妻に出す艶書はさらに相当危険な代物だった。永福寺薬師堂の供養の際、「女房の聴聞所」に艶書を投げ入れた源義資は幕府によって「梟首」の処置を受けている。[62] 北条朝時の場合、「耽二好色一、雖レ通二艶書一、依レ不二許容一」[63] とあるように、

武士の場合、色事自体否定的に受け止められている。風流な宮廷の色好み文化とはまるで別世界でとても殺伐としている。源頼朝が兄義平の後室に艶書を送り、後室の父が頼朝の強欲を拒んだことがあったが、決して鎌倉殿とはいえこのような理不尽な振る舞いは許されなかった。[64]

「女房などの立ち忍びたる所をば、返す返す見ずして通るべし。見ぬよしをすべし。具したらんずる下部までも、見るべからずと、堅く申つくべし。[65]」

とあるように、武士は女性の取り扱いに細心の注意を払っている。武家は公家と違って色好みの文化に染まらない独自の文化を築いていると考えられる。

おわりに

これまで、密通について身分階層の違いに注目した研究はなかったと思われる。本稿は、武士と貴族の家族倫理や天皇の色好み文化といった文化状況にも注目しながらその違いについて検討してきた。密通に関する史料はきわめて少ないため、綿密な考証には至らないが、三者の特徴を提示できたと思う。つまり、本稿では、非常に厳しい罪意識を背景とした「密懐」の世界に生きる武士や庶民、天皇とそれに近い人々のみが謳歌できる「色好み」、そしてその両者のどちらにも属さない、いわば密懐と色好みの中間に位置する貴族の「密通」の三つに分けて人妻の性を考える必要があることを述べてみた。「密懐」という用語は御成敗式目が初見であることから分かるように、きわめて武家法的な色彩の強い性格を持っていると考えられる。[66]従来、とかく「密通」と一括りにされて人妻の性愛が論じられてきたが、身分階層に伴う差異に着目すべきことから、武士は「密懐」、天皇は「色好み」という二項対立の図式を設けた。また、どちらの要素も含むが、すべてが重ならない中途半端な貴族の性愛を示すにあたり、当時すべての身分階層に普遍的に使われていた男女の肉体関係を示す「密通」を暫定的に適用することにした。今後、天皇、摂関家、一般貴族の夫婦生活の共通点や相違点について、さらに詳しく検討していく必要があろう。

注

(1) 辻垣晃一「鎌倉時代における密懐」(上横手雅敬編『中世公武権力の構造と展開』(吉川弘文館、二〇〇一年))

(2) 勝俣鎮夫「中世武家密懐法の展開」(『戦国法成立史論』、東京大学出版会、一九七九年)、注(1)論文。

(3) 勝俣氏によると、復讐の根拠は「家支配権」にあるとされる。しかし、「家支配権」を密懐の問題に適用するのは、密懐解決の一側面を捉えているに過ぎない。岩口和正氏が指摘されているように、「仮に〝家支配権〟の論理で間男殺害を説明できたとしても、

それでは密懐を〝盗み〟と同じものと見なしているだけ」なのである（「密懐法の成立をめぐって」（『歴史の理論と教育』七三号、一九八九年））。家長による家支配権に間男殺害の根拠を求めるとすると、説話や日記などに散見される間男殺害を実際に行った、下人・雑色・公家官人の郎等や侍・貴族の下男・厩飼・国司クラスも「家支配権」を持っていたことになるのであろうか。『今昔物語集』巻二六「名僧人の家に立ち寄りて殺さるること」第二二では、夫が家の中で法師を間男と間違えて殺害したが、検非違使に捕まってしまっていることからも、「家支配権」だけで復讐の根拠を捉えることの一面性を知ることができよう。田端泰子氏によると、「家父長権が侵害されるから間男を殺害しても良い」という（『日本中世の女性』（吉川弘文館、一九八七年）、一五〇頁）。しかし、具体的に「家父長権の侵害」とは何を侵害されることを言うのであろうか。また、山中至氏によると「密懐は妻の貞操侵害行為で夫の権利を侵害する行為である」とする（「幕藩体制における密通仕置の研究――夫の私的制裁権と公刑罰権――（一）（二）完」（『九大法学』四〇・四三号、一九八〇年、一九八一年）。ここで言われる「夫の権利」とは、一体何であろうか。また、密懐をもって「夫の権利を侵害する行為」と見なされる点は、正確ではない。菅原正子氏は、「密懐は夫の名誉を傷つける」とされる（「戦国大名の密懐法と夫婦――家父長権力再考――」（『歴史評論』六七九号、二〇〇六年））。一体、夫にとって何を守ることが「名誉」なのであろうか。問題は、なにゆえ夫が殺人罪に問われる恐れがあるにもかかわらず間男を殺そうとするのか、その理由を考える必要がある。

（4）巻九「友に儀ありて富みたること」第一二。

（5）『沙石集』巻七「蛇ノ人ノ妻ヲ犯シタル事」第四。

（6）弘長二年（一二六二）八月三十日詫磨能秀譲状、豊後詫磨文書他。

（7）上横手雅敬『日本中世国家史論考』（塙書房、一九九四年）。

（8）辻垣晃一「嫁取婚の成立時期について――武家の場合――」（『龍谷史壇』一一七号、二〇〇一年）。

（9）「高山寺本古往来」（高山寺典籍文書綜合調査団編『高山寺本古往来・表白集』（高山寺資料叢書巻2）東京大学出版会、一九七二年）「高山寺本古往来」（京都高山寺所蔵）。

（10）妙法寺本。

（11）注（2）勝俣論文。

（12）弘長三年神祇官下文（『中世政治社会思想』下所収、

岩波書店、一九八一年)。

(13) 式目以前に密通が原因で「合戦」に発展し北条氏の調停で鎮まった事件を受けて式目密懐法が成立したと主張したことがある(注(1)論文)。

(14) 『春記』長久二年(一〇四一)三月二十七日・同二十八日条。

(15) 今井源衛「人妻を盗む話――浮舟巻補注――」(『今井源衛著作集』一、笠間書院、二〇〇三年)。

(16) 『明月記』嘉禄元年(一二二五)二月十三日条。

(17) 『古事談』巻一―二八。

(18) 『今昔物語集』巻二八「ある殿上人の家に忍びて名僧通えること」第一二。

(19) 注(1)に同じ。

(20) 『明月記』建暦二年(一二一二)六月六日条。

(21) 「後三条天皇御即位罪人改心事」(『古事談』第一「王道后宮」)。

(22) 辻垣晃一「嫁取婚の成立時期について――公家の場合――」(『比較家族史研究』第一五号、二〇〇一年)。辻垣晃一「日本婚姻史の一視角――摂関家の特異性を考える――」(笠谷和比古編『公家と武家Ⅲ』所収、思文閣出版、二〇〇六年)。

(23) 注(22)後掲論文。

(24) 注(7)に同じ。

(25) 文永四年(一二六七)八月廿二日明法勘文第一二条(国立公文書館所蔵)。

(26) 『今昔物語集』巻二二「時平大臣、国経大納言の妻を取ること」第八。

(27) 栗原弘『平安時代の離婚の研究』(弘文堂、一九九九年)。西村汎子「『源氏物語』における婚姻・家族関係と女性の地位」(前近代女性史研究会編『家族と女性の歴史』古代・中世、吉川弘文館、一九八九年)。

(28) 『〈色好み〉の系譜――女たちのゆくえ――』(世界思想社、一九九六年)二頁。

(29) 『古今著聞集』巻八好色。

(30) 「葉月物語絵巻」。

(31) 『古事談』第二。祖父の治天の君が孫の中宮に手をかけ、子(崇徳天皇)を宿す。真実ならかなり驚きだがこれを真実と断言した研究者がいる。角田文衛氏である。角田氏は、白河法皇が熊野詣を計画したその準備期間中に璋子と会う約束を企てこれに璋子が応じたこと、二人が同宿した五日間は璋子の受胎可能日と一致していること、崇徳出産後も法皇の寵愛ぶりは殊に激しかったこと、などを理由にそう指摘された(『待賢門院璋子の生涯』朝日新聞社、一九八五年)。オギノ式をもとに崇徳出産日から璋子の生

理期間を割り出し排卵日を推定されるなど現代医学の成果を取り入れて論証を試みられている。

(32) 宝治元年（一二四七）五月十日叡尊願文写、「興正菩薩行実年譜」上。

(33) 『今昔物語集』巻二〇「豊前国膳広国、冥途に行きて帰り来ること」第一六。

(34) 山折哲雄『愛欲の精神史』（小学館、二〇〇一年）。

(35) 注(22)後掲論文に同じ。

(36) 『公家文化の研究』（国書刊行会、一九四二年）一二―一四頁。

(37) 高群逸枝編、栗原葉子・栗原弘校訂『日本古代婚姻例集』（高科書店、一九九一年）。

(38) 「ものくさ太郎」（『室町物語草子集』）。

(39) 服藤早苗『平安朝の女と男　貴族と庶民の性と愛』（中央公論社、一九九五年）三一―四二頁。

(40) 『武政軌範』侍所沙汰篇。

(41) 注(39)に同じ。

(42) 西山良平「古代王権の〈侵犯〉伝承――『古事記』中・下巻を中心に――」（『長岡京古文化論叢Ⅱ』一九九二年）。

(43) 西山良平「王朝都市の王権と〈色好み〉」（『日本史研究』三六四号、一九九二年）。

(44) 兼家「源頼定、綏子と密通」。

(45) 『公卿補任』寛仁四年（一〇二〇）条。

(46) 『殿暦』永久五年（一一一七）十月十一日条。

(47) 角田文衛『平家後抄』（講談社、一九八一年）六六頁。

(48) 『長秋記』保延元年（一一三五）六月二十五日条。

(49) 『明月記』元久元年（一二〇四）六月九日条。ただし、この「童」はのちに許されている（同十二月十六日条）。

(50) 『増鏡』第十三秋のみ山。

(51) 『看聞御記』応永二十八年（一四二一）九月二十日条。

(52) 『皇帝紀抄』承元元年（一二〇七）二月十八日（『群書類従』帝王部所収）。

(53) 上横手雅敬「公家の論理と武家の論理」（『中世の光景』所収、朝日新聞社、一九九四年）。

(54) 弘安八年（一二八五）八月十三日善圓念仏者禁制案、山城本願寺文書。

(55) 『看聞御記』永享二年（一四三〇）五月十一日条。ここでは、三条実雅が後小松上皇の仙洞御所に仕える女房一條局と密通し妊娠させている。

(56) 注(55)に同じ。

(57) 『看聞御記』永享四年（一四三二）八月六日・十日・十四日・二十日条。

(58) 『古今著聞集』巻一六「ある宮腹の女房の局に間男法師入りて尿を漏らすこと」。
(59) 『延慶本平家物語』小督局内裏へ被ㇾ召事。
(60) 『平家物語』巻六「小督」。
(61) 注(47)に同じ。
(62) 『吾妻鏡』寿永元年（一一八二）七月十四日条。
(63) 『吾妻鏡』建暦二年（一二一二）五月七日条。
(64) 『吾妻鏡』建久四年（一一九三）十一月二十八日条。
(65) 「北条重時家訓」第一二条。
(66) 星野志津子氏は「源宰相頼定の君しのひつゝかひきこえ給」の「ひつゝかひ」を「密懐」と解釈し一一世紀頃に密懐の初見を見るが（「中世前期における密懐の再検討――『今昔物語』を中心として――」（『総合女性史研究』第七号、一九九〇年）、「忍びつ仕ひ」の誤りである。『日葡辞書』によると、「密懐」には「Tano tcumauo biquaisuru」という用例が付されている（土井忠生・森田武・長南実編訳『邦訳日葡辞書』岩波書店、一九八〇年）。密懐は、妻の懐に忍び入ることがどれだけ罪として重いものになるのかを意識して登場した法律用語と考えるべきである。

（京都府立福知山高等学校三和分校　日本中世史）